

理事会において定める事項

慶弔規程

令和7（2025）年3月20日 改定

- 1 協会役員および職員が結婚する場合、会長は祝電の打電を行うものとする。
- 2 協会役員および職員に不幸があった場合、会長は弔電の打電と献花（又は盛籠）を行うものとする。
- 3 協会役員および職員の1親等内の親族に不幸があった場合、会長は弔電の打電を行うものとする。
- 4 その他、特別な事項が発生した場合は、会長がその措置を決定する。
- 5 上記の事項が発生した場合には、関係者は速やかに事務局まで報告すること。
- 6 関連団体の記念式典等へ参加する場合、参加者1名につき10,000円を上限とし参加費を支給することが出来るものとする。
- 7 当協会への功績が大きいとされた方に、報償金を贈ることが出来る。推薦者は、対象者の推薦理由と報償の内容を会長へ提案し、会長がその措置を決定する。